

令和7年度道路等災害応急対策活動等に関する業務の基本協定募集要領に関する質問及び回答

質問1	令和7年度道路等災害応急対策活動等に関する業務の基本協定募集要領における2.(6)に関して、【土木関係建設コンサルタント業務】の場合、RCCMについては、協定の対象か。
回答1	RCCMを有する者は協定の対象である。 専門技術部門は以下のとおりとする。 ・道路又は鋼構造及びコンクリート又は土質及び基礎